

## 令和7年度第4回広島市男女共同参画審議会会議録

### 1 開催日時

令和8年3月2日（月）13時30分から14時50分

### 2 開催場所

広島市役所本庁舎14階第7会議室（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）

### 3 出席者

- (1) 委員（委員以降50音順）（15名中13名出席）  
木谷会長、寺本副会長、入江委員、岩崎委員、澤津委員、嶋治委員、杉崎委員、高田委員、龍永委員、林委員、宮本委員、山手委員、若川委員
- (2) 関係課（広島市）  
災害予防課長、人事課長、市民安全推進課長、人権啓発課長、こども青少年支援部こども・家庭支援担当課長、雇用推進課女性・若者就労支援担当課長、教職員課長、健康教育課学校安全対策担当課長、指導第一課長、指導第二課長、給与課課長補佐、健康推進課課長補佐、幼保企画課主幹、こども未来調整課主査、幼保給付課主査、こども青少年支援部主査
- (3) 事務局（広島市）  
人権啓発部長、男女共同参画課長、男女共同参画課課長補佐

### 4 公開・非公開の別

公開

### 5 傍聴者

なし

### 6 会議次第

- (1) 開会
- (2) 議事  
第4次広島市男女共同参画基本計画の答申（案）について
- (3) 閉会

### 7 資料

- (1) 第4次広島市男女共同参画基本計画について
- (2) 第4次広島市男女共同参画基本計画（素案）に関する委員意見（第3回審議会）への対応
- (3) 第4次広島市男女共同参画基本計画（素案）に対する市民意見募集の結果について
- (4) 第4次広島市男女共同参画基本計画（案）
- (5) 第4次広島市男女共同参画基本計画の策定について（答申）（案）

### 8 会議内容

- (1) 開会
- (2) 議事
- (3) 閉会

## 9 発言の要旨

### 【木谷会長】

それでは、議題「第4次広島市男女共同参画基本計画の答申（案）について」、資料1、別紙1、別紙2及び資料2の説明を事務局からお願いします。

### 【男女共同参画課長】

（資料1、別紙1、別紙2及び資料2を説明）

### 【木谷会長】

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様から御意見、御質問等を頂きたいと思えます。まず、別紙1の内容について、前回の審議会で御意見等を頂いた委員の皆様、事務局の対応について確認をお願いしたいと思います。その後、委員の皆様から気付きや御意見等を挙げていただきたいと思いますと考えております。

それでは、別紙1に記載している委員意見への対応について確認させていただきます。御意見を頂きました岩崎委員、高田委員、入江委員、龍永委員、嶋治委員、若川委員及び寺本副会長、いかがでしょうか。

別紙1について異議等はありませんでしたので、続いて、資料全般について、委員の皆様から順番に御意見等を頂きたいと思えます。龍永委員から時計回りの順にお願いします。

### 【龍永委員】

第4次広島市男女共同参画基本計画を策定するだけでなく、今後どのように実現していくのかということが重要だと思います。

例えば、現場の課題の一つに保育園等の待機児童が挙げられます。特に年度末にかけて0歳児の待機児童が増える状況にありますが、待機児童の課題は単に保育園等を増設すれば良いわけではありません。我々広島市保育連盟としては、可能なところは広島市と連携して取り組んでいきたいと考えていますので、広島市と広島市保育連盟が協力することにより、保護者が就業するために保育園を利用しやすい環境づくりを推進していきたいと思えます。

第4次広島市男女共同参画基本計画について追加の意見等はありません。意見を反映していただき、ありがとうございました。

### 【林委員】

現在、労働行政において、女性の管理職比率を高めること、男女間の賃金差異を縮めること、あるいは男性の育児休業取得を促進することなどが課題となっています。厚生労働省では働きがいのある職場を増やすために、さまざまな認定制度を行っています。そういった状況の中で、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業を認定する「えるぼし」認定及び子育てのサポート企業を増やすための「くるみん」認定に関する指標を第4次広島市男女共同参画基本計画の指標に取り入れていただき、ありがとうございます。

さらに、広島県において若者や女性の転出超過が進んでいることを踏まえ、現在、広島労働局では、広島県や関係省庁の出先機関などと連携し、魅力のある職場づくりを進めていかなければならないと考えているところです。

今後は、これまで以上に広島市男女共同参画課と緊密に連携し、広島県内又は広島市内において「えるぼし」認定企業を増やし、労働者が働きやすいと実感できるような施策を展開できればと思えます。

### 【宮本委員】

これまででは地域において男性上位の風潮がありましたが、今後、女性が働きやすい職場が増えて女性が活躍できるようになれば、その変化が地域にも波及し、地域においても女性が活躍できるようになると思えます。広島市には、今後も引き続き男女共同参画に関する施策を推進することで、さらに男女ともに活躍できる市になってほしいです。

### 【山手委員】

広島市は、広島県内の自治体の中で最も人口が多いほか、近隣市町より企業等も多くあることから、注目されることが多いと思えます。そのため、広島市が近隣市町と比べて遅れていると判断されることがないように、リーダーであるべき広島市がどのように見られているの

かという点を意識しながら、第4次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組を推進すべきだと思います。

#### 【若川委員】

資料2の17ページにあります「えるぼし」認定や「くるみん」認定に関する施策の指標について、今これらの認定が脚光を浴びている中で、認定に係る指標を新たに作り、目標値を掲げたことは非常に良いと思います。また、男性の育児休業取得率について、民間企業は行政機関と比較して伸び悩んでいる状況ではありますが、第4次広島市男女共同参画基本計画において市の男性職員の育児休業取得率の目標値を掲げることにより、民間企業等における機運も高まるのではないかと思います。

さらに、資料2の33ページに「外国人市民への支援の充実」とありますが、現在、国において外国人に関する政策が議論されている中で、広島市が多文化共生意識の醸成に取り組んでいることをアピールすることは非常に重要だと思います。

また、資料2の46ページに「男女共同参画推進センターで開催される講座の参加者数を増やす」という指標がありますが、男女共同参画推進センターで開催される講座の中には、参加者が集まりにくい講座もあります。しかし、男女共同参画の意義を理解するためには、やはり講座の受講が必要だと思います。そのため、私自身も、出席が可能な講座については積極的に参加したいと考えています。

#### 【高田委員】

先程、資料2の35ページにある「産後ケア事業」の対象について、正しくは産後1年未満の産婦であると所管課から連絡があったと説明がありましたが、対象期間は「1年以内」と「1年未満」で1日しか違わないため、個人的には産後1年以内のままでも良いのではないかと思います。あくまで感想なので、計画答申案の修正は不要です。

次に、資料2の93ページの「多様な幸せ (well-being)」の表記が少し気になりました。他の用語は、英語を使用する場合、片仮名表記となっているのに対し、こちらだけ英語表記になっています。私は、研究分野で「well-being」あるいは「幸福福祉」という言葉を使用することはありますが、「多様な幸せ」という言葉を使ったことはありません。国と表現を合わせているのであれば、このままで結構ですが、少し違和感がありました。

続いて、昨今、広島県における若年世代の流出は非常に深刻な課題となっております。私の職場である広島大学においても、他府県からの進学者は多いものの、就職を機に広島県外へ転出する学生が多い状況です。私は、人口流出を防ぐためには、広島市において子育てを安心してできるまちにすることが重要だと考えています。

具体例として、大阪府の四條畷市の事例が挙げられます。四條畷市も広島県と同じように人口の流出が著しいという課題を抱えており、年齢の若い市長が2期8年務めて、大幅に改革しました。ただし、この改革は、取組内容そのものを変更するのではなく、現在実施している取組を市民に周知促進するための改革であったと聞きました。

また、埼玉県も東京周辺の県と比べて特に人口の流出が著しいため、県職員に対するジェンダー平等や男女共同参画に係る教育に力を入れて取り組み、県の様々な施策にジェンダー平等や男女共同参画といった視点を取り入れたようです。この取組は、他の都道府県や市町村が埼玉県に視察に行くほど注目を浴びているようです。

このような取組を、広島県において非常に重要な市である広島市と広島県が一緒に取り組むことにより、他の市町村に大きな影響を与えることができるのではないかと期待しています。是非、今後の取組の参考にさせていただければと思います。

#### 【木谷会長】

産後ケア事業の取組内容及び用語の表記については、事務局において再度検討した上で、然るべき文言に修正します。

#### 【杉崎委員】

このような計画を策定した際、制度と現場の抱える課題の乖離がよく問題になります。先程、高田委員からも御意見がありましたが、広島市が第4次広島市男女共同参画基本計画に掲げた取組内容をどのような方法で市民や企業等へ周知するのかということが重要だと思います。

就労に関して意見を述べますと、近年、男性の育児休業取得率は上がっているものの育児休業中の経済的支援、あるいは家事や育児の業務分担の適正化まできちんとできているかどうかは分からないと感じています。単に男性の育児休業取得率を上げるだけではなく、現場の状況を把握することも必要だと考えておりますので、審議会の場で委員の皆様に現場の状況をお伝えできればと思います。

#### 【嶋治委員】

審議会での議論を経て、充実した計画が完成したと思います。

複数の委員の方から御意見がありました。計画は策定して終わりではなく、今後いかに実現していくかが重要です。私も民間企業で働く者として、この計画を実現するためにできることを考えていきたいと思っています。

#### 【澤津委員】

私は警察行政の立場から参加させていただき、非常に参考になる審議会でした。現場の警察官は、関係者の対応で精一杯という状況で、なかなか計画に携わることができないのが現状です。しかし、今後は警察官に対して、様々な機会を捉えて、計画の内容について周知していきたいと思っています。

#### 【岩崎委員】

資料2の19ページにある「女子学生等を対象とした女性管理職や女子起業家等のロールモデルの提供」について、取組内容に、女子学生等が市内で就職する意識を醸成する、あるいは市内で活躍する女性管理職や女性起業家等のロールモデルを派遣するとありますが、市内に限定せず、広域都市圏内に範囲を広げても良いのではないのでしょうか。

今、国における夫婦別姓に関する議論は、選択的夫婦別姓から旧姓使用の法制化へ舵を切りつつあります。また、外国人についても共生ではなく、規制について議論されており、今後法務省において制度化し、各自治体に対応が求められる可能性があります。そのため、所管課は国からの指示に機敏に対応し、向こう5年間、本計画期間内に起こりうる政策の変化に十分に対応していただきたいと思っています。

#### 【木谷会長】

「女子学生等を対象とした女性管理職や女子起業家等のロールモデルの提供」について、市内に限定しなくても良いのではないかと御意見を頂きました。この件については、様々な考え方があると思います。あえて広島市に限定して取組を進めるという考え方もあると思いますし、広島市が広域都市圏を巻き込み、広島県あるいは中国地方の中心となってリーダーシップを発揮するために、対象を広島市に限定しないという方法もあると思います。どちらが適切というわけではありませんが、市政の観点からも検討した上で決定すべきものだと思いますので、事務局に預けさせていただき、表現について再度検討したいと思っています。

#### 【人権啓発部長】

広域都市圏において広島市がリーダーシップをとっていききたいとは考えていますが、当該事業の当初の考え方と整合性を図った上で修正させていただきたいと思っています。

#### 【入江委員】

資料2の35ページの「産後ケア事業」について、対象は産後1年未満の産婦とのことですが、母子保健法17条では、産後ケア事業の対象を、出産後一年を経過しない女子及び乳児と定められていると思います。しかし、こども家庭庁の審議会資料には、出産後1年以内の母子と書かれていたので、国は産後1年以内の産婦も対象として認めているのではないかと思います。そのため、広島市も対象を産後1年以内の産婦としても良いのではないかと感じました。

続いて、「民間企業における男性の育児休業取得率を上げる」という指標について、令和6年度実績値は56.2%となっています。第4次広島市男女共同参画基本計画における指標の目標値を国計画で定める目標値と合わせるとありましたので、広島市が全国平均値以下であれば全国平均値程度まで向上すると良いと思いました。

次に、包括的性教育については、国際的なガイドラインによると幼児期から始めるように定められています。第4次広島市男女共同参画基本計画では、包括的性教育は小学生から行う

とありますが、幼稚園における人権教育や保育園等における多様性の理解といった取組内容に包括的性教育を盛り込んでも良いのではないかと思います。

また、相談窓口の設置について、第4次広島市男女共同参画基本計画にいくつか記載がありましたが、男性の相談窓口、女性の相談窓口とあった場合、生物学的性別と自分自身の心の性が異なる人はどちらに相談すべきか悩むと思います。第4次広島市男女共同参画基本計画の中に、そういった方々が相談できるような窓口についても記載したら良いのではないかと思います。

#### 【寺本副会長】

資料2の3ページの「オ DV対策における取組」に、DV防止法が令和5年5月に改正されたと記載されていますが、直近の改正は令和7年12月に行われています。このように記載されると、令和5年5月以降改正されていないと誤解を与える可能性があるため、「令和5年5月の改正において」とするなど、文章を修正した方が良いと思います。

次に、同じく資料2の40ページに掲載されている様々な啓発に関する取組についてです。啓発活動に取り組むことは大賛成ですが、啓発内容が前年度と同じ場合は、あまり効果が得られず、意味がないのではないかと思います。

例えば、デジタル性犯罪は、頻繁に内容が更新されており、私自身も熱心に勉強しなければ追いつくことができないくらいです。そのため、啓発活動を行うに当たり、現在どのような被害が問題となっているのかなど、市の担当者が知識をアップデートして、可能な限り話題性のある内容を取り上げた方が効果的だと思います。毎年、審議会の場で取組の内容や実施結果を報告していただいているのですが、事後報告の場合、今年度の実施内容について意見を述べることはできません。啓発活動を実施する前に、今年度どのような方向性で行うのか、所管課が案を示し、審議会委員の意見を反映させた上で実施した方が良いのではないかと思います。

#### 【木谷会長】

DV防止法の改正に関する記述については、事務局の方で検討してください。

#### 【林委員】

先程、入江委員から民間企業における男性の育児休業取得率に関する御意見がありましたので、補足します。厚生労働省が公表している全国平均値は40.5%となっており、広島県における男性の育児休業取得率は全国平均値を上回っているため、男性の育児に対する機運は醸成されているのではないかと思います。しかし、取得日数が5日から2週間程度と非常に短い傾向があります。育児休業を取得する男性が一定数増えてきた後は、次は十分に育児ができるくらいの日数取得することを目指すべきだと考えています。

#### 【木谷会長】

他に御意見が無ければ、ここまでにしたいと思います。本日頂いた御意見を踏まえて答申案の修正を行い、3月19日に本審議会から市長に対して答申を行いたいと思います。答申の最終案作成に向けての事務局との調整については、会長に御一任いただくということよろしいでしょうか。

それでは、御承認いただきましたので、答申案の修正については、私の方で事務局と協議・調整しながら行いたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了しました。

皆様のおかげで、良い答申案が完成しつつあると感じています。第4次広島市男女共同参画基本計画の策定に当たりましては、2年間、委員の皆様が熱心に御審議いただきましてありがとうございました。

これもちまして、令和7年度第4回広島市男女共同参画審議会を閉会します。